

平成 24 年 10 月 5 日

厚生労働省

宮城県石巻市の被災建築物の解体工事におけるアスベスト除去作業について

(概要)

宮城県石巻市の被災建築物について平成 24 年 3 月に石綿の除去工事が行われた。その後 8 月に解体工事が行われたが、解体工事後、石綿含有建材が残留しているのが発見されたもの

(なお、発覚以後現場はビニールシートで覆い、飛散防止措置を行った。モニタリング調査も行い石綿の飛散状況を確認している)

(主要な原因)

- 取り残しているところは鉄骨の柱に吹き付けをして、さらにモルタルの化粧壁で仕上げ、その後コンクリートブロックで覆っている状況であった。その他、梁と壁の間に隠れていた部分、鉄骨階段で隠れていた部分に石綿が吹き付けられていた。そのため除去業者が行った目視による事前調査では、確認できなかった。(吹付け石綿は被覆材として吹くことが通常であり、除去業者のこれまでの経験では、今回のようなコンクリートブロックの内側に吹きつけられている構造の物をあつかった事例はなかった。また、構造図面等の書類も震災の際流されていて、目視のみの調査しかできなかった。)
- 解体工事中現場に石綿の知識を有する者がおらず、解体工事中に石綿が出てきても工事の中止等現場で判断・対応ができなかった。



←外側 内側→



(対策案)

- 今回の事例は広く周知して、事前調査の際、図面等が現存する場合は、図面等を必ず確認するとともに、目視であっても、今回の事例のような見えない部分での石綿に注意するよう関係者に周知する。
- 事前調査については、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の2に定める「石綿の事前調査は石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと」や「網羅的調査」の徹底を図る。

なお、国土交通省で検討を行っている建築物石綿含有建材調査者においては、資格取得の講習カリキュラムに今回の事例のような表には見えない建材の調査方法についても含む予定と聞いており、運用されれば、建築物石綿含有建材調査者の活用も推奨していく。
- 作業途中で石綿含有建材を見つけたときに的確に判断できるよう、解体等業者に対して、石綿作業に従事しない者に対しても石綿作業主任者技能講習や石綿特別教育を推奨する。
- 解体工事の作業途中で石綿含有建材を見つけたときに作業中止等の対応を事前に取り決め、労働者に周知するよう指導する。
- 事前調査の結果、石綿含有なしという結果であっても、作業途中で石綿含有建材が見つかる可能性もあるので、防じんマスクの着用に努めるよう指導する。
- （今回のケースとは異なるが）分析や除去と解体工事が分離発注された場合、解体業者が事前調査を十分に行わず、石綿が無い前提で作業をしてしまうため、このような見落としが発生してしまう場合もある。そのため、工事の発注者から解体業者に分析結果や除去状況の情報を確実に伝達して、解体業者が注意して工事できるよう発注者に配慮を促す。